

岐阜県医療機関光熱費高騰対策支援金交付要綱

(総則)

第1条 県は、令和4年12月1日において開設している病院及び診療所（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関に限る。以下同じ。）並びに助産所（医療法（昭和23年法律第205号）第2条第1項に規定する助産所をいう。以下同じ。）の開設者（令和4年12月1日から令和5年3月31日までの間に災害その他やむを得ない事由を除き、廃止又は休止（予定を含む。）をする病院及び診療所並びに助産所の開設者を除く。以下「対象事業者」という。）が、光熱費の高騰により経営が圧迫され、円滑な施設等の運営に支障が生じないように、予算の範囲内で支援金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、支援金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体において代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営若しくは運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等
- (9) 国、岐阜県又はその他の地方公共団体の各種交付金、補助金、助成金等において、無資格受給又は不正受給を行った者
- (10) 国、岐阜県又はその他の地方公共団体の各種交付金、補助金、助成金等において、国、岐阜県又はその他の地方公共団体からの返還依頼等に応じていない者
- (11) 法令等に違反した者又は法令に基づく知事の処分に違反した者
- (12) 第4条第1項の規定による申請をした者に対し知事が行う現地確認及び書類の提出の求めに応じない者
- (13) 前各号に掲げる者のほか、支援金の趣旨、目的等に照らして適当でないと知事が認める者

(支援金の額)

第3条 対象事業者に交付する支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 病院及び診療所（令和4年12月1日における許可病床数が3床以上の診療所に限る。）

26,000円に同日における許可病床数を乗じて得た額

(2) 診療所（(1)に掲げる診療所を除く。）及び助産所 53,000円

(支援金の交付の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする対象事業者は、別記様式に係る書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 交付申請書の提出期限は、令和5年2月22日とする。

(交付の決定等)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 知事は、支援金の交付の決定をしたときは、当該申請をした者に支援金を交付するものとする。

3 知事は、支援金の不交付を決定したときは、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

(決定の取消し)

第6条 知事は、法令等若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき又は申請書に虚偽の記載をしたときは、交付の決定を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第7条 知事は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除等)

第8条 第4条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して支援金の交付をしないものとする。

2 知事は、第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、第6条の規定により支援金の交付の決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に支援金が交付されているときは、知事は、前条の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第9条 対象事業者は、第7条の規定により返還を命ぜられた場合であって知事が必要と認めるときは、その命令に係る支援金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、対象事業者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。

3 対象事業者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

4 知事は、第1項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(立入調査等)

第10条 知事は、この要綱に基づく支援金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、対象事業者に対して報告を求め、又は対象事業者の事務所等に立ち入り、帳簿その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

(帳簿等の保存期間)

第11条 対象事業者は、支援金の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、申請の日の属する年度の翌年度以降5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年度分の予算に係る支援金から適用する。

別記
様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住所
申請事業者名
(法人の場合のみ)
代表者職氏名
(個人の場合は申請者氏名)

岐阜県医療機関光熱費高騰対策支援金交付申請書

下記のとおり岐阜県医療機関光熱費高騰対策支援金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 円

2 施設の種類（いずれかに○を付すこと。）

病院 ・ 3床以上の有床診療所^{※1} ・ 3床未満の有床診療所 ・ 無床診療所^{※2} ・ 助産所

※1 有床診療所とは患者を入院させるための施設を有する診療所をいう。

※2 無床診療所とは患者を入院させるための施設を有しない診療所をいう。

3 施設名等

施設名	保険医療機関コード (病院又は診療所の場合のみ)				
住所					

4 添付書類

- (1) 遵守事項（別紙1）
- (2) 振込先確認書（別紙2）

- (3) 支援金額算定調書（病院又は3床以上の有床診療所の場合のみ）（別紙3）
- (4) 委任状又は事務委任規則等（委任等を受けて申請する場合のみ）（任意様式）

5 その他

複数の病院、診療所及び助産所を運営している場合は、1施設ごとに申請書を分けて提出すること。

担当者	
電 話	
F A X	
E-mail	

遵 守 事 項

- 1 岐阜県医療機関光熱費高騰対策支援金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めている次の要件を含む全ての交付要件を満たしているとともに、申請書類の内容に虚偽や不正等がないこと。
 - ・法令等が求める設置に必要な指定等を受けていること。
 - ・申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団及び暴力団員が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。
 - ・申請する施設は令和4年12月1日において開設している病院若しくは診療所並びに助産所であること。
 - ・令和4年12月1日から令和5年3月31日までの間に災害その他やむを得ない事由を除き、病院若しくは診療所並びに助産所の廃止又は休止（予定を含む。）をしないこと。
 - ・病院及び有床診療所[※]にあつては、許可病床数を偽ることなく支援金額を算定すること。
※ 有床診療所とは患者を入院させるための施設を有する診療所をいう。
- 2 申請書類に関して虚偽や不正等が判明した場合、既に支援金の交付を受けているときは、速やかに支援金の返還と加算金の支払いに応じるとともに、事業者名や施設名などの公表に同意すること。また、納期限までに支援金の返還等を行わなかった場合は、延滞金の支払いに応じること。
- 3 岐阜県から申請内容及び審査に関する立入検査を含む調査・報告・是正のための依頼・措置等の求めがあつた場合は、これに応じること。
- 4 個人情報の取扱いに関して、支援金の交付手続に必要な範囲内で当該支援金交付業務の委託事業者と共有することに同意すること。
- 5 支援金の収支に係る証拠書類を5年間（令和10年3月31日まで）保存すること。
- 6 提出した情報が支援金の事務のために第三者に提供される場合（交付要件の充足性を判断するために県が申請者の基本情報を第三者に提供する場合を含む。）及び支援金の交付等に必要範囲において申請者の個人情報が第三者から取得される場合（交付要件の充足性を判断するために事務局又は岐阜県が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。）に同意すること。
- 7 申請書類に記載された情報は、必要に応じて岐阜県が行政機関等（国、市町村、税務当局、警察署、保健所等）に提供することに同意すること。

遵守事項について内容を理解し、交付申請します。

（※チェックを入れて提出してください。）

振込先確認書

金融機関名		銀行・金庫・組合・ 農協・漁協					
支店名		本店・支店・出張所・ 本所・支所 <small>※ゆうちょ銀行の支店名は3桁の漢数字です。</small>					
預金種類 口座番号 (該当に○)	1. 普通 2. 当座 3. 納税準備 4. 貯蓄						
口座名義人 (カタカナで記入)							

※口座番号が6桁以下の場合、始めに「0」を記載してください。

また、通帳等に記載のとおり正確に記入してください。

下記に通帳の写し（表紙をめくった見開きページ全体）を貼り付けてください。

※等倍でコピーを張ってください
(写真不可・折曲げ禁止)

支 援 金 額 算 定 調 書

①施設名等	②施設の 種類	③令和4年12月1日 時点の許可病床数	④支援金単価 (円)	⑤支援金額 (円) (③×④)
施設名			26,000	
保険医療機関コード				

【留意事項】

- ・病院又は**3床以上**の有床診療所^{*}のみ作成を要すること。

※ 有床診療所とは患者を入院させるための施設を有する診療所をいう。

- ・①には、保険医療機関の指定を受けた施設名と保険医療機関コードを記入すること。医科と歯科の2つのコードを有する場合は、医科のコードを記入すること。
- ・②には、「病院」又は「診療所」を記入すること。
- ・③には、令和4年12月1日時点の許可病床数を記入すること。
- ・⑤には、③に記入した許可病床数に④の支援金単価（26,000円）を乗じた額を記入すること。